

令和8年度 軽自動車税減免申請について(案内)

このことについて、該当する方は、申請される際は下記のとおり提出をお願いします。

※申請される際は要件、提出書類の確認をお願いします。

(過年度分につきましては対象となりませんのでご了承ください。)

申請は、毎年行っていただく必要がありますのでお忘れなくお願いします。

記

1. 減免対象となる要件

身体等に障がいがある方の日常生活の手段として使用され、下記の(1)～(3)のいずれかに該当する軽自動車等については、申請により軽自動車税(種別割)が減免されます。

(1)	身体障がい者等が運転する軽自動車など
(2)	身体障がい者等のために、世帯の方が送迎を主目的に運転する軽自動車など
(3)	身体障がい者等のために、常時介護する方が運転する軽自動車など

(注意)

※障がいの等級により、減免の適用にならない場合があります。【※裏面のとおり】

※減免は障がい者等1人につき1台に限られます。なお、自動車税の方で減免を受けられている方は減免対象になりません。

2. 提出書類

- (1) 軽自動車税減免申請書
- (2) 障害者等の手帳写し
- (3) 車検証の写し
- (4) 運転免許証の写し(運転者)
- (5) 納税通知書

3. 提出期限 令和8年4月30日(木)まで提出

4. その他

口座振替されている方につきましては、事務手続き上引落がされてしまいますので、引落期日(令和8年4月30日)後に還付手続きにて対応いたします。

お問い合わせ：中島村役場 税務課 Tell：0248-52-3481

区 分	減免の対象となる範囲											
	身体障がい者の方が自ら運転する場合						身体障がい者の方と生計を一にする方または常時介護する方が運転する場合					
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視 覚 障 がい	●	●	●	●			●	●	●	●		
聴 覚 障 がい		●	●					●	●			
平 衡 機 能 障 がい			●						●			
音 声 機 能 障 がい <small>(聴覚損傷による音声機能障がいがある場合に限る)</small>			●									
上 肢 不 自 由	●	●					●	●				
下 肢 不 自 由	●	●	●	●	●	●	●	●	●			
体 幹 不 自 由	●	●	●		●		●	●	●			
乳幼児期以前の非 進行性脳病変によ る運動機能障がい	●	●					●	●				
心臓、じん臓、呼吸器、小腸、 ぼうこう又は直腸機能障がい	●		●	●			●		●	●		
肝臓、ヒト免疫不全ウイルスによる 免 疫 機 能 障 がい	●	●	●	●			●	●	●	●		

(注) 2つ以上の障がいがある場合には、総合判定による級別により判断します。

(2) 戦傷病者の方 (戦傷病者手帳)

区 分	減免の対象となる範囲	
	戦傷病者の方が自ら運転する場合	戦傷病者の方と生計を一にする方または常時介護する方が運転する場合
視 覚 障 がい	特別項症から第4項症	特別項症から第4項症
聴 覚 障 がい	特別項症から第4項症	特別項症から第4項症
平 衡 機 能 障 がい	特別項症から第4項症	特別項症から第4項症
音 声 機 能 障 がい <small>(聴覚損傷による音声機能障がいがある場合に限る)</small>	特別項症から第2項症	
上 肢 不 自 由	特別項症から第3項症	特別項症から第3項症
下 肢 不 自 由	特別項症から第6項症まで及び 第1款症から第3款症まで	特別項症から第3項症
体 幹 不 自 由	特別項症から第6項症まで及び 第1款症から第3款症まで	特別項症から第4項症
心臓、じん臓、呼吸器、小腸、肝臓 ぼうこう又は直腸機能障がい	特別項症から第3項症	特別項症から第3項症

(注) 旧として表示してある場合の第7項症は第1款症、旧第1款症は第2款症、旧第2款症は第3款症となります。したがって、旧第3款症は該当しません。また、目症については該当しません。

(3) 知的障がい者の方

区 分	減免の対象となる範囲
	知的障がい者本人、知的障がいの方と生計を一にする方または常時介護する方が運転する場合
療 育 手 帳	A (重度)

(4) 精神障がい者の方

区 分	減免の対象となる範囲
	精神障がい者本人、精神障がいの方と生計を一にする方または常時介護する方が運転する場合
精 神 障 害 者 保 健 福 祉 手 帳	1級 (注) 自立支援医療受給者証 (精神通院医療に係るものに限る。)の交付を受けている方に限る。

障がい者の方が18歳以上で施設等に住所を移転している場合は、減免は適用されません。

減免を受ける自動車は、身体障がい者、知的障がい者、又は精神障がい者1人につき1台 (軽自動車を含む) に限ります。

(5) 自動車の所有者

区 分	減免となる軽自動車の所有者 (所有権が留保されている軽自動車にあっては使用者)
18歳以上の身体障がい者 (戦傷病者を含む。) のために使用する軽自動車	身体障がい者本人
18歳未満の身体障がい者のために使用する軽自動車	身体障がい者本人又はその方と生計を一にする方
知的障がい者のために使用する軽自動車	知的障がい者本人又はその方と生計を一にする方
精神障がい者のために使用する軽自動車	精神障がい者本人又はその方と生計を一にする方

よくあるお問い合わせ

Q.車検証の名義が障がい者本人でないと減免は受けられないのですか?

A.車検証に記載されている所有者 (※) が、4月1日午前零時現在、障がい者の方本人でなければなりません。ただし、18歳未満の身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者のために使用する自動車の場合は、障がい者の方本人と生計を一にする方が所有者 (※) であっても対象となります。

(※) 所有権留保付きの場合は使用者

Q.障がい者本人は申請に行くことができません。代理人でも申請できますか?

A.代理の方でも減免申請ができます。

障害者手帳や運転免許証の写し、車検証の写しなど必要なものを準備し申請してください。なお、委任状は不要です。